

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	命令案第4条第3項には「当該書類が英語で作成されている場合」と書いてあるが、「英語」なら何でもよいのか。	命令案第4条第3項の「英語」は、特定の国又は地域等で用いられているものに限定されるものではありません。 一般に、判読が容易であって申請の内容等が明らかである場合には、訳文の添付は必要ないと考えられます。
2	外国口座管理機関の指定申請等に係る英語の添付書類について、訳文の作成が不要となるのは、具体的にどのような場合か。	一般に、判読が容易であって申請の内容等が明らかである場合には、訳文の添付は必要ないと考えられます。
3	命令案第4条第3項及び第5条第3項の「金融庁長官、法務大臣及び財務大臣がその必要がないと認めるとき」が明確でないため、英文で提出が可能な書類については全て和訳不要としてほしい。	どのような場合に訳文の添付が不要となるかは、個別具体的に判断する必要があると考えられるため、一概に訳文の添付を不要とすることは適切ではないと考えます。ただし、一般に、判読が容易であって申請の内容等が明らかである場合には、訳文の添付は必要ないと考えられます。
4	「外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、指定申請者の本店又は主たる事務所の所在する外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていることを証する書面」（命令第4条第2項第2号）に関連して提出が求められる「当該免許等に係る根拠法令の規定」について、根拠法令のリンクを伝達するという方法を認めてほしい。	ご提案の方法では、リンク先のウェブサイトに変更があった場合など、免許等に係る根拠法令の規定を参照することができなくなる可能性があります。このため、免許等に係る根拠法令の規定をPDFファイル等により提出していただく必要があると考えられます。
5	コロナウイルス禍で在宅勤務が一般的になっている影響で、公的機関が紙媒体で発行する書類の原本の入手や送付に時間を要し、申請手続の大幅に遅延するケースが多く見受けられる。ついては、公的機関が紙媒体で発行する書類を電磁的方法で提出できるようにしてほしい。	監督指針においては、「公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。」とされていますが、命令第4条第2項及び第5条第2項に基づく添付書類については、発行主体が日本国内の公的機関ではないと考えられることにも鑑み、原本をスキャンして作成したPDFファイル等により提出していただいて差し支えあ
6	オンラインシステムにより書類を提出する場合、登記事項証明書や許認可に係る書類等の公的機関が紙媒体で発行する書類の原本を提出す	

	るという運用では申請者にとって負担が大きい。 このため、公的機関が紙媒体で発行する書類の提出については、原本を PDF ファイル化してオンラインシステムにアップロードする方法を可能としてほしい。	りません。 ただし、原本確認の必要がある場合には、原本送付を求める場合があります。
--	---	---